

令和3年度 第5回 四国中央市農業委員会

総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年8月5日(木) 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 日程第7 議案第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について
- 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について
- 日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 | 9 星川俊夫 |
| 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員(20名)

- | | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 | 5 石川俊治 |
|-------|--------|--------|--------|

6 佐藤保之	7 宇高勉	10 喜井仁志	11 村上紘一
12 三宅恒久	13 紀井正明	15 河村一碩	16 合田篤夫
18 眞鍋聖二	19 川上雅司	20 渡辺昇	21 越智寧
22 村上佳清	23 近藤良啓	24 高橋祥志	25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

6 中泉敏則

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

2 石川茂	8 鎌倉静夫	9 尾崎之隆	14 受川清男
17 鈴木一郎			

出席した職員

事務局長 篠原敬三	係長 船場敦司		
係長 武村美保	係長 三村真都華	主査 金子愛弓	

第5回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年8月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

6番 中泉 敏則 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

2番 石川 茂 委員

8番 鎌倉 静夫 委員

9番 尾崎 之隆 委員

14番 受川 清男 委員

17番 鈴木 一郎 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
18番 則友 祝幸 委員
19番 石川 武将 委員
を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。船場 係長

船 場 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告いたします。

番号1の案件については、令和3年7月13日解約。

番号2の案件については、令和3年7月14日解約。

番号3の案件については、令和3年7月15日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請につ
いて」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請につ
いて」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を
満たしています。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。

番号1については、兄から弟への贈与による所有権移転で、許可後は米と
野菜の栽培を予定しています。

番号2については、売買による所有権移転で、許可後は水稻の作付けを予

定しています。

両件とも、申請地には、「根抵当権」が設定されていますが、申請代理人によると、受人も同意しているとのことであり、許可後、代理人（司法書士）の責任において対応することを確認しております。

番号3と4の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。番号3については、父から後継者である息子へ経営移譲するための使用貸借権の設定で、番号4については、売買による所有権移転です。両件とも、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため、申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため、申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号10の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号11の案件については、小作地開放です。受人は、所有権を買い取り、経営の安定を目指すために申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号12の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号13の案件については、小作地解放です。受人は、農業経営の安定を図るために、売買により所有権を取得するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号14の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため、申請地を取得するもので、許可後は米と里芋の栽培を予定しています。

番号15の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため、申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号16の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号17の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため、申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号18から20の案件については、受人が同一のためまとめて説明します。番号18については、売買による所有権移転です。

番号19と20については、関連案件で、申請地については慣行小作権が設定されており、同一受人に対し19番で、売買による所有権移転、20番で、売買による小作地の賃借権を移転するものです。いずれも近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番と2番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして3番と4番

委員 特に異議ありません。

議 長	5 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	6 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	7 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	8 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	9 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 0 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 1 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 2 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 3 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 4 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 5 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 6 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	1 7 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 18番から20番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 今回、本日出席委員の関連案件がありますので、他に先駆けて、最初に
番号6番について、採決いたします。

この案件については、鈴木推進委員の関連案件でありますので、農業委員
会等に関する法律第31条の規定により、鈴木推進委員の退席を求めます。
(鈴木推進委員 退席)

議 長 議案第1号、番号6番、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につ
いて、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 鈴木 推進委員の入室を許可いたします。

(鈴木推進委員 入室・着席)

議 長 鈴木 推進委員に報告します。鈴木推進委員関連案件の番号6番、「農地法
第3条第1項の規定による許可申請」については許可することに決しまし
たので、報告いたします。

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 議案第1号中、番号6番以外の案件について、原案のとおり許可すること
に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。船場 係長

船 場 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は1件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請地は、2車線の市道に面し、近年、工場・住宅が建設される地域に存しており、地元企業や近隣住民より申請地を駐車場及び事務所用敷地として使用したいという要望があることから、申請地を貸駐車場及び貸事務用地として貸し出すもので、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われま。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」に

ついて、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は12件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は医療品、食品等の小売業を営む法人ですが、地域住民の需要も十分見込まれることから、交通アクセスも良好な申請地を借り受けての店舗建築です。また、この申請地については、隣接する土地との一体利用を目的とし、開発許可が必要となることから、排水計画等については、都市計画課の開発協議の中で協議されております。また、この案件に関連して、この後、議題といたします法定外公共物の用途廃止申請もなされています。本案件については、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することとは、やむを得ないと思われれます。

番号3の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、母が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することとは、やむを得ないと思われれます。

番号4の案件について、受人は農家で、現在妻と持家で生活していますが、

農機具や農業用資材の増加により、手狭になったため、現在の住宅を受人が農業経営する会社の社員寮に利用し、申請地を譲り受けての一般個人住宅及び農業用倉庫建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

なお、転用面積が約 800 m²ですが、農家住宅であることから、面積的には許可要件の範囲内です。

番号 5 の案件について、受人は不動産賃貸業を営む法人ですが、受人が所有する賃貸マンションに居住する住民の駐車場が、慢性的に不足していることから、今回、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号 6 と 7 の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。

受人は総合不動産業を営む法人ですが、建築工事業の受注の増加により、倉庫と資材置場等の確保が必要となったため、番号 6 については申請地を借り受け、番号 7 については申請地を譲り受けての倉庫及び資材・車両置場建設で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号 8 の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住しており、実家や勤務地にも近く、住環境が整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号 9 の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、申請地周辺地域で住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

申請地は、用途地域内にあり宅地分譲のみを目的とする転用も、県の許可基準では認められていることから、転用することは、やむを得ないと思わ

れます。なお、既に一部が造成されているため、始末書が提出されています。

番号10の案件について、受人は土木工事業を営む法人ですが、資材置場が不足しているため、申請地を譲り受けての資材置場建設です。

申請地は、山際に位置する小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。なお、既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号11から29の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は運送業を営む法人ですが、近年、貨物量の増大や生産規模拡大に伴い、倉庫が不足しているため、申請地を譲り受けての倉庫建築です。また、3000 m²を超える案件ですので、開発許可が必要となることから、排水計画等については、都市計画の開発協議の中で協議されております。

申請地については、県道にも面しており、将来、市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号30の案件について、受人は現在、賃貸住宅に居住していますが、妻の実家付近で住宅を探していたところ、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号31と32の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は建設業を営む法人であり、現在、高速道路の高架橋の耐震補強工事を行っています。しかしながら、工事用地が狭く、資材置場を確保する必要があり、工事に伴う車両置場も不足していることから、一時的に申請地を借り受けての露天資材置場及び露天駐車場建設で、申請地は、工事期間中の一時的な転用であり、工事完了後は速やかに農地に復元することも申請書にうたわれていることから、一時転用することは、やむを得な

いと思われます。

なお、2筆中1筆については、小作権が付いていますが、小作人については、一時転用終了後も継続して小作地として利用したいとの意向があるため、今回は小作権者の同意を得ています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番と2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 4番

委 員 特に異議ありません。

議 長 5番

委 員 特に異議ありません。

議 長 6番と7番

委 員 特に異議ありません。

議 長 8番

委 員 特に異議ありません。

議 長 9番

委 員 特に異議ありません。

議 長 10番

委 員 特に異議ありません。

議 長 11番から29番

委 員 特に異議ありません。
 議 長 30番
 委 員 特に異議ありません。
 議 長 31番と32番
 委 員 特に異議ありません。
 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
 委 員 (「特になし。」との声)
 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
 議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
 委 員 (挙手全員)
 議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
 議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
 議 長 議案の説明を求めます。三村 係長
 三 村 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。
 番号1の案件については、5年間の使用貸借です。
 番号2と3の案件については、10年間の使用貸借です。
 番号4から7の案件については再設定ですので、説明は省略します。
 以上で説明を終わります。
 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号4番から7番については再設定であります。
 議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 番号4番から7番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第5号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について」説明いたします。

農地を所有しない住民が、趣味やレクリエーションで農業に親しむことを目的とし、野菜などの栽培を行うため、市や農業協同組合または農家が貸し手となり、区画割りした小面積の農地を「市民農園」として貸し出す場合、貸付対象農地については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に

関する法律」の規定に基づき、農業委員会の承認を求めることとされています。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。両件とも、うま農業協同組合が申請者で、うま農業協同組合と農地所有者の間に、3年間の使用貸借契約を結ぶことにより、農業委員会に申請するものです。なお、農業委員会の承認後、うま農業協同組合が貸し手となり、その農地を利用したい住民へ貸し付けることとなります。申請地は、既に、平成30年9月5日から令和3年9月4日までの3年間の期間で貸し付けを行っており、今回は引き続き3年間の貸し付けを行うための承認申請になります。なお、「特定農地貸付規定」により、承認するための要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について」、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり承認すること

に決しました。

議 長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、先程説明しました、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号1番と2番の「店舗建築」の関連案件です。隣接地に店舗を建築するにあたり、現在の「道」の用途を廃止し、申請地に隣接する土地の所有者である申請人に払い下げを行い、申請人と「農地法第5条の許可申請」の1番の受入とで賃貸借契約を締結し、一体利用するための用途廃止申請です。また、地元土地改良区の意見書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われま

す。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については個別除外の案件です。申請者は、製紙業を営む法人ですが、現在、原料である古紙を近畿または関東圏から購入していますが、今後、自然災害等が発生した際のリスク分散を考えたとき、事業継続するためには、約1ヵ月分程度の原料である古紙をストックしておく必要があると判断し、資材置場を建設することを計画しております。

しかしながら、自己所有地において検討しましたが、利用可能な施設及び建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 10)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 隆

委 員 刈 友 禎 幸

委 員 石 川 武 将